

時間外労働および休日労働に関する協定書 (運輸業以外の業種)

株式会社 (以下「会社」という) と株式会社 従業員代表 (以下「従業員代表」という) は、労働基準法第36条第1項に基づき、法定労働時間を超える労働 (以下「時間外労働」という) および法定休日の労働 (以下「休日労働」という) に関し、下記のとおり協定する。

記

(時間外・休日労働を必要とする場合)

第1条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第 条の規定に基づき、時間外・休日労働を命ずることができるものとする。

- (1) 受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- (2) 臨時の受注や納期の変更等により必要があるとき
- (3) 決算期および中間決算期等、季節的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき
- (4) 月内、期末等、納品検査、棚卸し、代金回収、経理事務等が繁忙なとき
- (5) その他前各号に準ずる事由が生じたとき

(時間外労働および休日労働を必要とする業務の種類および従業員数)

第2条 時間外労働および休日労働を必要とする業務の種類および従業員数は次のとおりとする。

Aグループ		Bグループ (1年単位の変形労働時間制適用者)	
業務の種類	従業員数	業務の種類	従業員数

(時間外労働時間および休日労働日数)

第3条 時間外労働の限度および休日労働日数の限度は、次のとおりとする。

区 分	時間外労働の限度			休日労働の限度
	1日	1ヵ月	1年	1ヵ月
前条Aグループの従業員	時間	時間	時間	日
前条Bグループの従業員	時間	時間	時間	日

2 前項により、休日労働を命ずる場合の始業および終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況により、あらかじめ指定して、この時間を短縮することがある。

始業時刻＝午前 時 分

終業時刻＝午後 時 分

休憩時間＝ 時 分から 時 分まで

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

Ⓜ

株式会社

従業員代表

Ⓜ

時間外労働および休日労働に関する協定書 (運輸業)

運輸株式会社（以下「会社」という）と 運輸株式会社従業員代表（以下「従業員代表」という）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）ならびに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間または変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という）および労働基準法に定める休日（毎週1日または4週4日）における労働（以下「休日労働」という）に関し、次のとおり協定する。

(時間外・休日労働についての原則)

第1条 会社は、時間外労働および休日労働を可能なかぎり行なわせないように努める。

(時間外労働)

第2条 会社は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

労働者区分	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長する事が出来る時間			期間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
					2週 ()	1ヵ月 ()	
① 下記②に該当しない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大および突発的な発注の変更に對処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生じるため ・当面の人員不足に對処するため 	自動車運転者					令和 年月日 から 令和 年月日 まで
		荷役作業員					
		自動車整備士					
	毎月の精算事務のため	経理事務員					
② 1年単位の 変形労働時間制により 労働する労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の季節的な増大および突発的な発注の変更に對処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生じるため ・当面の人員不足に對処するため 	自動車運転者					令和 年月日 から 令和 年月日 まで
		荷役作業員					
		自動車整備士					
	毎月の精算事務のため	経理事務員					

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（労働省告示。以下「改善基準」という）に定める1ヵ月についての拘束時間および1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

（休日労働）

第3条 会社は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日ならびに始業および終業の時刻	期 間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者			令和 年月日 から 令和 年月日 まで
	荷役作業員			
	自動車整備士			
毎日の精算事務のため	経理事務員			

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1ヵ月についての拘束時間および1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合に於いては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

（改善基準と運転時間）

第4条 第2条の規定に基づいて時間外労働または休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

（該当従業員への事前通知）

第5条 会社は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当従業員に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻まで該当従業員に通知する。

(起算日)

第6条 第2条の表における2週、1ヵ月および1年の起算日ならびに第3条の表における2週および4週の起算日はいずれも令和 年 月 日とする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

運輸株式会社

代表取締役

Ⓜ

運輸株式会社

従業員代表

Ⓜ